

平成23年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年9月2日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成23年9月2日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成23年9月2日 午後0時03分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長	
	副市長	中島 庸二	健康づくり課長	
	教育長	杉崎 士郎	農林課長	中島 憲郎
	総務部長	中島 直宏	学校教育課長	神近 博彦
	企画部長	坂本 健二	収納課長	
	健康福祉部長	江口 常雄	税務課長	坂口 典子
	産業振興部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	
	建設部長	松尾 龍則	健康福祉課長	
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	茶業振興課長	
	会計管理者	田中 明	建設・新幹線課長	
	総務課長	小野 彰一	環境下水道課長	
	財政課長	筒井 保	水道課長	山口 健一郎
	市民課長	宮崎 繁利	農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	代表監査委員	西川 平七
地域づくり・結婚支援課長	山口 久義			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成23年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成23年9月2日（金）

本会議第1日目

午前10時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第6号 平成22年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について
- 報告第7号 平成22年度嬉野市健全化判断比率の報告について
- 報告第8号 平成22年度嬉野市資金不足比率の報告について
- 日程第4 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例（平成23年嬉野市条例第17号））
- 日程第5 議案第44号 嬉野市職員定数条例の一部改正について
- 日程第6 議案第45号 嬉野市税条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第46号 嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第47号 嬉野市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第9 議案第48号 建設（機械設備）工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第49号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第50号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第51号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第52号 平成23年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第53号 平成22年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第54号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第55号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第56号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第57号 平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第58号 平成22年度嬉野市都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議案第59号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第60号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費

特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第22 議案第61号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第62号 平成22年度嬉野市水道事業会計決算認定について
- 日程第24 議案第63号 市道路線の廃止について
- 日程第25 議案第64号 市道路線の認定について
- 日程第26 諮問 1号 人権擁護委員候補者の推選について
- 日程第27 諮問 2号 人権擁護委員候補者の推選について
- 日程第28 諮問 3号 人権擁護委員候補者の推選について
- 日程第29 先議表決
- 議案第48号 建設（機械設備）工事請負契約の締結について
- 日程第30 委員長報告
- 総務企画常任委員会 地域公共交通について
- 文教厚生常任委員会 水道事業について
- 産業建設常任委員会 イノシシ対策について

午前10時 開会

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。会議を開く前に、市長から議案及び議案資料の訂正の申し出があつておりますので、説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

おはようございます。9月2日に提出いたしました議案及び決算資料に一部誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております資料をごらんいただきたいと思います。訂正の箇所につきましては、議案の目次、報告5号、6号、7号、それから1ページ、3ページ、4ページの報告5号、6号、7号につきまして番号がずれておりましたので、1号ずつ繰り下げをお願いいたしまして、6号、7号、8号ということで訂正をお願いいたしたいと思います。

それから次に、平成22年度の決算資料でございますが、決算資料8ページに平成22年度決算資料……（「もう少しゆっくり」と呼ぶ者あり）はい。

平成22年度の決算資料でございますが、8ページをお願いいたしたいと思います。

8ページの全般的な概要、予算の執行状況でございますが、こちらのほうでございます。

その中の2番の財政主要指標というのがございますが、こちらのほうの繰出金の一番右のほうにございますが、繰出金の数値が13.3となっておりますが、こちらの数値を13.5という

ふうに訂正をお願いしたいと思います。

以上について訂正をよろしく申し上げます。まことに申しわけございませんでした。失礼します。

○議長（太田重喜君）

それでは、本日の会議を開きたいと思います。

本日は平成23年9月定例会市議会に御出席いただきまして、まことに御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年度第3回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、8月31日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。神近勝彦議会運営委員長。

○議会運営委員長（神近勝彦君）

皆さんおはようございます。去る8月31日、議会運営委員会を開催いたしまして、平成23年第3回嬉野市議会定例会会期日程案を協議をいたしましたので、御報告を申し上げます。

日程、第1日、9月2日金曜日、本日、本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、請願の委員会付託、議案一括上程、提案理由の説明、先議表決、委員長報告。午後から委員会となっております。

9月3日、4日、休会でございます。

9月5日月曜日、9月6日火曜日、両日も常任委員会となっております。

9月7日、9月8日、9月9日、3日間は一般質問となっておりますが、本定例会におきましては16名の議員のほうから質問書が出ておりますので、9月7日第1日目の一般質問を5人、9月8日2日目の一般質問を5人、3日目の9月9日金曜日の一般質問を6人というふうに5、5、6で行いたいと思います。

9月10日並びに9月11日、休会。

9月12日及び9月13日、本会議。議案質疑。

9月14日、本会議。討論、採決。

9月15日並びに9月16日、本会議。決算への議案質疑としております。

9月17日、18日、19日、20日は休会でございます。

9月21日水曜日並びに9月22日木曜日、決算特別委員会となっております。

23日、24日、25日は休会というふうにしております。

9月26日月曜日から9月29日木曜日までの4日間は、決算特別委員会というふうに日程を組んでおります。

最終日、9月30日金曜日、本会議、委員長報告、討論、採決ということで、本日9月2日から9月30日までの会期日程29日間ということで案を作成しております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

議会運営につきましては、ただいま委員長から報告のあったとおりであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで今議会の議会運営についての報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定により、会議録署名議員に11番田中政司議員、12番織田菊男議員、13番神近勝彦議員を今会期中指名いたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの29日間にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日から9月30日までの29日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承ください。

日程第3．諸般の報告を行います。

本日まで提出されました平成23年陳情第4号から陳情第6号につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。

また、受理しました請願は、嬉野市議会会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付しております請願文書表のとおり、総務企画常任委員会に付託いたします。

去る6月14日、九州市議会議長会理事会、第40回全国温泉所在都市議会議長協議会総会、臨時佐賀県市議会議長会が都市センターホテルで開催されましたので、私が出席いたしました。

九州市議会議長会理事会では実行運動について、全国温泉所在都市議会議長協議会総会では平成22年度会計決算、平成23年度会計予算及び運動方針及び温泉所在都市に対する税財政措置等に関する要望書が提案され、実行運動については適宜、地元選出国會議員に要望活動を行うことが了承されました。

また、臨時佐賀県市議会議長会におきましては、佐賀県選出の衆國會議員に対する要望活動を行いました。

次に、6月15日に東京、日比谷公会堂におきまして第87回全国市議会議長会定期総会が開

催され、私が出席いたしました。

この大会で24議案が提出され、このうち九州部会からは、本市からも提案しました有害鳥獣対策など3件の議案が提出されました。また、会長提出議案として原子力発電所事故の早期収束及び再発防止に関する決議など6議案が提出され、すべて承認されました。

なお、総会の資料は議会事務局のほうで管理しておりますので、ごらんください。

報告第6号 平成22年度嬉野市一般会計継続費精算報告書についてから報告第8号 平成22年度嬉野市資金不足比率の報告についてまでの3件の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、これをもって報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市職員定数条例の一部を改正をする条例（平成23年嬉野市条例第17号））から日程第28. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。ただいま平成23年第3回嬉野市議会定例会が開会になったところでございます。期間中、真摯に努力をしたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、市議会定例会の議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、本日、平成23年第3回嬉野市議会定例会の開会に当たり、議員皆様の日ごろの御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

去る8月17日に、市体育館におきまして嬉野市名誉市民で元嬉野町長の故大渡鐵郎氏のお別れの会をとり行いました。当日は、御遺族の皆様や市議会議員の皆様を初め、関係各位そして市民の皆様のお参列のもと、今は亡き大渡氏の多大なる御功績やお人柄をしのぶ式典がしめやかにとり行われ、皆様とともにお別れをいたしましたところでございます。

さて、東日本大震災による福島第一原発事故はいだに収束の見込みが立っておらず、放射性物質による汚染問題は畜産品や農産物などへ影響を及ぼしております。特に、畜産農家及び畜産関係者におかれましては、不安な日々を過ごされていることと心痛いたしておるところでございます。

一方、嬉野市特産のお茶につきましても、一次加工品である荒茶が放射性物質の検査対象とされ、茶生葉と同じ暫定規制値が適用されることは科学的根拠が説明不十分であるとの認識に立ち、実情に則したお茶の放射性物質規制値の設定につきまして九州市長会の議案として取り上げてもらうように要望しておりましたところ、提出議案に選定されることとなりました。今後も農産物等への風評被害対策などの一層の対策を講じてもらうように、全国市長

会や国、県等に対して強く要望してまいります。

また、東北地方の被災地への職員派遣につきましても、現在までに21人の職員が現地で支援活動を行ってまいりました。被災地の状況はいまだ厳しく、現在も1名が宮城県気仙沼市で避難所の運営支援を行っているところでございます。今後も県と連携を取りながら、被災地への派遣等を行い、できる限りの支援を継続してまいりたいと考えております。

本市の災害対策といたしましても東日本大震災を踏まえ、8月18日に隣接する長崎県東彼杵郡の東彼杵、川棚、波佐見の3町と、また8月31日には鹿島市、太良町と災害時相互支援協定を結び、大規模な災害発生時に情報を共有し、食料・飲料水等の物資の支援、避難場所の提供や職員派遣などを相互確認いたしたところでございます。

なお、昭和41年に旧嬉野町と東彼杵郡3町が締結しておりました消防相互応援協定につきましても、8月18日、改めて締結し広域的な防災体制を構築したところでございます。

また、去る7月31日に佐賀県消防操法大会が開催され、本市消防団ラッパ隊がラッパ吹奏の部で見事優勝を飾られました。これは、昭和57年に嬉野町消防団が優勝して以来2度目の快挙であり、消防団員各位の日ごろの訓練と団結力及び関係者の御努力並びに地域住民の方々の御理解、御支援の賜物と心から感謝するものでございます。

さらに、8月23日から26日の4日間にわたり、鹿児島県で開催されました第65回全国茶品評会で、蒸し製玉緑茶の部と釜炒り製玉緑茶の部でそれぞれ最高賞の農林水産大臣賞を受賞されました。また、あわせて産地賞の最高賞も獲得をされました。特に、蒸し製玉緑茶の部におきましては、3年連続で日本一の栄冠に輝かれたところでございます。このたびの快挙は、生産者の方々の並々ならぬ熱意と努力はもとより、関係機関が丸となって、うれしの茶ブランドの確立を目指した成果であるものと確信いたしております。

続きまして、現在のシーボルトの湯とともに、嬉野のシンボルとして市民の皆様に愛されてまいりました嬉野橋に関してでございますが、昭和2年に架設されてから84年が経過し、老朽化による崩落の恐れがあるため、現在、車両通行止めを行い、市民や関係者の皆様には多大な御迷惑をおかけしております。今議会の補正予算でもお願いしているところでございますが、市民の皆様の思い入れに配慮し、文化的遺産としての現在の形を残しながら補修、補強を行い、来年の梅雨入り前には完成したいと考えておりますので、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、大会誘致の推進によりまして、今月9日から11日まで第16回全日本レディースソフトボール大会が、みゆき公園をメイン会場として開催をされます。本大会には全国各地から各都道府県のレディースソフトボールの頂点に立つ48チームの選手の皆さんが参加されます。大会の成功に向けて市民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提出議案は、条例改正の専決処分の承認を求めるもの1件、条例の一部改正4件、建設工

事請負契約の締結 1 件、平成23年度補正予算議案 4 件、平成22年度決算認定について10件、市道路線の廃止 1 件、市道路線の評定 1 件、人権擁護委員候補者の推薦について 3 件の全都で25件の御審議をお願いするものでございます。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについては、平成23年 7 月 1 日の組織機構改革に伴い、嬉野市職員定数条例につきまして所要の改正を専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第44号から議案第47号の 4 議案は、条例の一部改正でございます。

議案第44号 嬉野市職員定数条例の一部改正につきましては、平成23年10月 1 日より監査委員の事務局の職員を増員する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第45号 嬉野市税条例等の一部改正について及び議案第46号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての 2 議案につきましては、上位法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第47号 嬉野市水道事業給水条例の一部改正については、合併協定に基づく水道料金の統一を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第48号 建設工事請負契約の締結につきましては、平成23年度嬉野市農業集落排水資源循環統合補助事業 五町田・谷所地区汚水処理施設建設の機械設備工事請負契約の締結について、地方自治法等の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第49号から議案第52号までは、平成23年度嬉野市一般会計を初めとした各特別会計及び水道事業会計の補正予算に関するものでございます。

初めに、議案第49号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出総額に 4 億8,183万7,000円を追加し、補正後の予算総額を126億9,304万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものとしたしましては、環境に優しい自然エネルギーの活用を図るため、小水力発電の可能性を調査する小水力発電基礎調査業務に110万円、社会資本総合整備交付金対象事業の拡充を図るため、社会資本総合整備計画書作成業務に600万円、また保育環境の向上を図るために老朽化した嬉野保育所の新築に対して補助を行う保育所緊急整備事業として1億444万8,000円、うれしの茶の生産性の向上や省力化を図るため、小規模茶園の整備の補助を行う農地基盤整備推進事業に1,000万円、高齢者や障がいのある方を含むすべての方が使用できるキャンプ場を目指し、ユニバーサルデザインを取り入れたトイレなどを整備する広川原キャンプ場の改修整備に2,360万1,000円、来年 1 月に東京ドームで開催されますふるさと祭りにおいて本市の特産品を P R するため、嬉野市の物産振興、販路拡大事業に342万5,000円、志田焼の里博物館の製造工程どおりに館内順路を整備するための歩道橋設置に伴う施設改修設計業務委託に120万円、また平成24年度までの継続事業となりますが、市

の文化的遺産でもあります嬉野橋の補修、補強事業といたしまして9,450万円、史跡整備事業といたしまして煎茶の祖とされる売茶翁と関係ある石塔群の整備に109万8,000円、老朽化に伴う市体育館空調設備改修事業といたしまして9,010万2,000円を計上いたしておるところでございます。

次に、議案第50号 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出総額に1,922万4,000円を追加し、補正後の予算総額を41億9,767万1,000円とするものでございます。

その内容は、歳入では療養給付費等交付金の確定によります増額と国民健康保険税の減額が主なものでございます。また、歳出では過年度分の療養給付費等交付金の返還金が主なものでございます。

次に、議案第51号 農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出総額に1億524万7,000円を追加し、補正後の予算総額を8億8,869万9,000円とするものでございます。歳出につきましては、五町田・谷所地区の農業集落排水事業の増額が主なものでございます。なお、補正予算の財源といたしましては、歳出補正に伴う国庫支出金の特定財源のほか、市債をそれぞれ計上いたしております。

次に、議案第52号 平成23年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）については、繰り出し基準の資本費、給水原価の変更に伴い一般会計からの補助金を計上してありまして、収益的収入の補正後の予算総額を7億2,858万9,000円とするものでございます。また、水道機器類及び配水管の老朽化に係る工事に伴い、資本的支出の補正後の予算総額を3億1,308万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案第53号から議案第61号まで、平成22年度会計別の歳入歳出決算の概要について御説明を申し上げます。

初めに、一般会計の収支につきましては、歳入総額は129億6,569万8,000円、歳出総額は124億2,792万7,000円で、収支差し引き5億3,777万1,000円となっております。これら翌年度へ繰り越すべき財源7,701万6,000円を除いた実質収支は4億6,075万5,000円となっております。

また、歳入につきましては、前年度に比べ1億6,086万6,000円、1.2%の減となっております。

歳入の主なものといたしましては、歳入総額の36.6%を占める地方交付税が47億4,461万4,000円で、前年度に比べ3億3,649万5,000円、7.6%の増となっております。これは、基準財政需要額の社会福祉費と基準財政収入額の市町村民税所得割の減による増加の要因となっております。また、市税は24億1,613万6,000円と前年度に比べ1億1,952万8,000円、4.7%

の減となっております。これは、個人市民税と固定資産税の減によるものでございます。市債借入額は9億8,496万6,000円で、前年度に比べ1億3,384万6,000円、15.7%の増となっております。

次に、歳出につきましては、前年度に比べ1億355万1,000円、0.8%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、議会費の1億3,513万円で、定数3人減に伴う報酬の減により、前年度に比べ1,796万6千円、11.7%の減となっております。

総務費は、22億1,410万8,000円で定額給付金費、経済危機対策臨時交付金、古湯温泉建設事業などの減により、前年度に比べ2億482万1,000円、8.5%の減となっております。

民生費は、42億3,985万3,000円で歳出総額の34.1%を占めており、子ども手当や保育所運営費の増加などにより、前年度に比べ4億3,765万6,000円、11.5%の増となっております。

土木費は、8億4,241万3,000円で第七・第八土地区画整理事業特別会計繰出金、経済危機対策臨時交付金などの減により、前年度に比べ7,311万2,000円、8.0%の減となっております。

教育費は、10億7,205万5,000円で大野原中耐震改修、大草野小耐震改修などの増加により、1億5,954万円、17.5%の増となっております。

公債費は、10億934万7,000円で、平成19年度から平成21年度までに実施しました繰り上げ償還により、前年度に比べ2億9,471万円、22.6%の減となっております。

続きまして、特別会計について主なものを御説明申し上げます。

まず、国民健康保険費特別会計につきましては、歳入39億3,075万3,000円、歳出39億9,871万3,000円で、収支差し引き6,796万円の歳入不足となっております。これは、保険料、国、県からの交付金等の収入が、被保険者の高齢化や高度医療の普及により保険給付費を下回ったことによるものでございます。なお、一般会計からの繰入金は2億6,435万2,000円となっております。

次に、老人保健特別会計につきましては、歳入657万円、歳出535万円で、収支差し引き122万円となっております。これは、後期高齢者医療保険ができる前の平成19年度までの診療にかかわる医療費の過誤調整に係るものでございます。なお、平成22年度をもって老人保健特別会計は廃止されました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入2億9,905万1,000円、歳出2億9,766万4,000円で、収支差し引き138万7,000円を翌年度へ繰り越しをしています。歳入は、前年度より339万6,000円、1.1%の増、歳出は前年度に比べ201万9,000円、0.7%の増となっております。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、歳入12億819万9,000円、歳出12億375万2,000円で、収支差し引き444万7,000円を翌年度へ繰り越しております。歳入は、前年度よ

り 1 億1,859万8,000円、10.9%の増、歳出は前年度に比べ 1 億2,121万2,000円、11.2%の増となっております。なお、一般会計からの繰入金は 2 億4,404万4,000円となっております。

次に、公共下水道事業費特別会計につきましては、歳入 4 億9,596万9,000円、歳出 4 億8,951万8,000円で、収支差し引き645万1,000円を翌年度へ繰り越しております。歳入は、前年度より5,681万9,000円、12.9%の増、歳出は前年度に比べ5,523万2,000円、12.7%の増となっております。なお、一般会計からの繰入金は、1 億1,715万5,000円となっております。

次に、第七土地区画整理事業費特別会計につきましては、歳入 2 億5,983万1,000円、歳出 2 億5,867万1,000円で、収支差し引き116万円となっております。これから翌年度へ繰り越すべき財源 7 万1,000円を除いた実質収支は108万9,000円となっております。歳入は、前年度より8,403万1,000円、24.4%の減、歳出は前年度に比べ7,908万4,000円、23.4%の減となっております。なお、一般会計からの繰入金は 1 億5,564万8,000円となっております。

次に、第八土地区画整理事業費特別会計につきましては、歳入 1 億5,485万3,000円、歳出 1 億5,349万1,000円で、収支差し引き136万2,000円となっております。これから翌年度へ繰り越すべき財源 5 万円を除いた実質収支は131万2,000円となっております。歳入は、前年度より5,220万3,000円、25.2%の減、歳出は前年度に比べ5,120万9,000円、25.0%の減となっております。なお、一般会計からの繰入金は 1 億1,203万5,000円となっております。

次に、嬉野温泉公衆浴場施設特別会計につきましては、歳入6,009万2,000円、歳出5,460万7,000円で、収支差し引き548万5,000円を翌年度へ繰り越しております。なお、一般会計からの繰入金は2,073万9,000円となっております。

次に、水道事業会計につきましては、収益的収支の収入の決算額は 7 億3,292万8,000円で前年度に対し1,814万9,000円、2.4%の減となっております。これは、他会計補助金の塩田地区高料金対策分が資本費減のため前年度より1,260万3,000円減少したことが主な要因でございます。また、支出の決算額は 6 億6,147万4,000円で前年度に対し2,696万5,000円、3.9%の減となっております。これは、平成19年度から繰上償還が順調に進んだことにより、企業債利息が1,738万7,000円減少したことが主な要因でございます。

一方、資本的収支の収入の決算額は 1 億807万2,000円で前年度に対しまして2,645万4,000円、19.7%の減となっております。これは、他会計補助金の水道施設統合事業が1,908万円減少したことが主な要因でございます。また、支出の決算額は 2 億8,160万9,000円で前年度に対し 2 億5,656万3,000円、47.4%の減となっております。これは収益的収支と同様、繰り上げ償還により企業債償還金が 2 億8,447万1,000円減少したことが主な要因でございます。

以上をもちまして、平成22年度の一般会計及び特別会計決算並びに水道事業会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、諮問第 1 号から諮問第 3 号までの 3 議案、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

これは、現在お務めの委員の任期が平成23年12月31日をもって満了となることに伴い、人権擁護委員法の規定により再任及び新任の候補者を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

まず、諮問第1号は、任期の満了に伴い引き続き宮崎和子氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。宮崎氏は嬉野町大字不動山甲9番地1（下不動）に御在住で、昭和29年4月3日お生まれでございます。人権擁護委員として平成18年1月から相談活動をしていただいております、実績も十分でございます。

次に、諮問第2号は、任期の満了に伴い引き続き熊谷正之氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。氏は嬉野町大字下野乙566番地（下吉田）に御在住で、昭和43年10月10日お生まれでございます。人権擁護委員として平成18年1月から相談活動をしていただいております、実績も十分でございます。

次に、諮問第3号は、委員の江口浩氏が任期満了に伴い、退任の御意思を示されているため、新たに光武英文氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。光武氏は塩田町大字久間乙415番地（南下久間）に御在住で、昭和22年8月30日お生まれの64歳でございます。長きにわたり佐賀県職員として御活躍をされた方でございます。

いずれの方も人格高潔で、地域福祉の向上に御尽力いただいております、人権擁護委員としてまことにふさわしい人物と存じ上げますので、よろしくご審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、本議会に提案いたしました議案25件につきましては概要説明を終わらせていただきますが、各議案の詳細な内容につきましては担当から御説明をさせますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、今会期中に契約案件を追加提案の予定でございますので、よろしくお願いたします。

最後になりますが、今議会では16名の議員の皆様にご一般質問をお受けいたしております。誠実にお答え申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、平成22年度嬉野市一般会計及び各特別会計決算並びに嬉野市水道事業会計決算の審査結果について監査委員に報告を求めます。西川代表監査委員。

○代表監査委員（西川平七君）

皆さんおはようございます。監査委員の西川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平成22年度嬉野市一般会計、特別会計並びに水道事業会計の決算審査並びに定額資金を運

用するための基金の運用状況審査を実施したところでございます。これらの審査結果につきまして御報告をいたします。

各審査につきましては、副島孝裕監査委員とともに実施をいたしたところでございます。

正式な審査の意見につきましては、両監査委員合議の上に各審査意見書としてお手元に配付のとおりでございます。本日はその結果の概要を私、西川が代表して申し上げるところでございます。

恐れ入りますが、お手元の嬉野市歳入歳出決算審査意見書、それと嬉野市水道事業会計決算審査意見書、定額の資金を運用するための基金の運用状況審査意見書、この3通をごらんいただきたいと思っております。

まず、平成22年度嬉野市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査についてでございます。

審査結果につきましては、当該決算書、附属書類でございます事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、これらの計数につきましては正確でございました。しかし、一般会計の経理につきまして、一部不適切な処理がございました。

その指摘につきましては、教育総務課に係るものでございます。

申し上げますと、嬉野市奨学資金積立金につきまして、前年度奨学資金償還金を条例に基づきまして全額積み立てたその中に過誤納付が発覚をいたしまして、その過誤納付に係る償還金につきまして、既に積み立てた基金からではなく、よって当該年度に積立すべき平成22年度奨学資金償還金から相殺をしまして一般会計から還付してありました。

教育総務課にいま一つございまして、これは平成20年度から指摘をしまいいっております当該資金調定事務についてでございます。今年度も見ますと、平成18年度分が1件、それから平成19年度分が3件、それと平成20年度分で1件の調定漏れが判明をしたところでございます。

御案内のとおり、同事業につきましては今、申し上げましたように3年連続の指摘となりまして、当該資金制度は住民に直接かかわるものでございます。資金返還に信頼性を損ねるおそれを伴うものであるために、早急な精査が必要と思われるところでございます。

さて、一般会計におきましては、各財政指数等を見ますと経常収支比率につきましては85%で前年度と比較いたしましてさらに3.2ポイント向上をし、財政の硬直化は改善しており、各事業について各部課の主体性ととも質の高いサービス提供と事業コストに対する職員の意識の向上を図り、経費の節減に努められたと評価いたしました。

しかしながら、財政力指数は0.401でということで前年と比較して0.026ポイント低下しておりまして、財産に余裕がないことをあらわしております。

なお、多額の不能欠損処分、税の徴収率及び自主財源の割合の減少など今後も厳しい市の財政運営が続くと思われまますので、一層の努力をしていただきたいと思うところでございます。

次に、特別会計におきましては、当年度から嬉野温泉公衆浴場施設特別会計が新設されておりますが、国民健康保険特別会計を除く全ての特別会計が黒字であり、各特別会計について鋭意努力されていると評価をいたしました。

しかしながら、国民健康保険特別会計につきましては保険給付費基金が枯渇をし、初めて翌年度繰り上げ充用がなされております。早急な制度運営の健全化を図る必要があると思われれます。

また、嬉野温泉公衆浴場施設特別会計につきましては、決算上は500万円の黒字であります。歳入のうち3分の1は一般財源からの繰り入れを行っていることを考慮し、余剰金と繰入金のある方につきまして今後検討が必要と思われるところでございます。

次に、定額の資金を運用するための基金の運用状況審査についてでございます。

審査意見書をごらんいただきたいと思えます。

審査に付されました当該運用状況調書、現金の当年度末現在高並びに指定金融機関の預金残高を符合した結果、その計数については適正であり、すべての基金について目的に沿って運用されていることを認めたところでございます。

次に、水道事業会計についてでございます。

これも審査意見書をごらんいただきたいと思えます。

審査に付された決算財務諸表は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成22年度の経営成績並びに年度末における財政状況を適正に表示しているものと認めたところでございます。

また、事業はおおむね順調に推移し、良好な経理を続ける中、水道事業の統合においても堅実に事業が進捗しているものと認めたところでございます。

しかしながら、当年度においても大規模な漏水が発生しております。老朽化した施設を多く抱えます当市におきましては、これからも突発漏水が発生する可能性があることから、今後も迅速な対応により可能な限り有収率の低下を避けるため、積極的な漏水調査に取り組むとともに事務事業の停滞を招かないよう、一層の効率化と適正な事務の執行に努めていただきたいと思うところでございます。

以上、各審査ごとに概要を述べましたが、当年度における決算は黒字決算となっているものの、依然として日本経済情勢の厳しい状況に加えまして、東日本大震災による影響は甚大であり、今後も市税を初め地方交付税や補助事業等の財源収入の減少が予想されまして、財改運営がさらに圧迫されるものと考えられます。

このことから平成18年度から実施されている嬉野市集中改革プランは終了いたしました。歳入の確保、歳出の抑制、事務事業の見直し、業務の委託、民営化等の取り組みを継続して推進し、事業の実施に当たっては、急速に変化する社会経済情勢や複雑多様化する市民ニーズを的確にとらえ、限られた経営資源を効果的に活用できるよう財源の重点的配分と経

費の支出の効率化に努めていただきたいと思いますと思うところでございます。

最後になりますが、安定的な財政運営に向けた取り組みに努められ、市民一人一人が安心して暮らせる、また、次代を担う子どもたちが嬉野市に生まれ育ったことを誇りに思うことのできる「歓声が聞こえる嬉野市」、このまちづくりの推進に取り組まれることを期待し、審査意見の概要報告といたします。

なお、財政健全化判断比率及び資金不足比率審査結果につきましては、先ほど諸般の報告の中でありましたとおり、お手元の審査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上で監査報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田重喜君）

お諮りします。議案第43号から議案第52号まで、及び議案第63号から諮問第3号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第52号まで、及び議案第63号から諮問第3号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第29. 先議表決を行います。

ただいま提案されました議案のうち、議案第48号 建設（機械設備）工事請負契約の締結につきましては、市長より早急に契約を締結する必要があるため、先議の依頼があつております。したがって、これを直ちに先議し、討論、採決までの先議表決を行いたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第48号については……。〔「済みません」と呼ぶ者あり〕山口議員。

○17番（山口 要君）

ここで私も質問していいのちよっと考えあぐねているわけなんですけれども、中身に入ってから……。〔「中身に入ってからでよかろうもん」と呼ぶ者あり〕中身に入ってから、そしたら。はい、いいです。

○議長（太田重喜君）

いいですか。〔「はい」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第48号につきましては、質疑、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これから議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

このことについて、先議、まず先議ということについてお尋ねをしてみたいと思えます。これは議運のほうで決定されておりますので、余り深くは言えない部分もあるわけなんで

すけれども、執行部側においてこれは先議という意味をどのようにとらえておられるのか。

といいますのは、これは国会においては先議ということそのものが、言葉自体がありますけれども、通常の地方議会においてはこの先議という言葉はないわけなんですよ。いわゆる慣例的に行われてきただけで。

先般の全員協議会の中で担当部長がおっしゃった、これは時間がないから先議ということでしたというふうな御発言があった。

とするならば、そういう急ぐことならばですね、なぜ臨時議会を開催しなかったのかということですか。臨時議会を開催せずにおって、定例議会においてこういう先議というからといって出すことは非常に議会に対する軽視としか、私は言いようがない。そのことについて、先議ということについてどうお考えになっているのか。そして、なぜこういう道を選ばれたのかということについて、まずお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

答弁を求めます。

○建設部長（松尾龍則君）

お答えをいたします。

まず、先議についてでございますけれども、先議と申しますのは討論から採決まであって、すべて終わってから議会の議決をいただいて、この議案第48号につきましては御承認いただきまして……。 （「先議という意味合いを言っているんですよ。先議というのはどういう意味であっているのか」と呼ぶ者あり）

先議は、議会の当初に議決の採決をしていただくということで理解をいたしております。

以上でございます。（「臨時議会の件は」と呼ぶ者あり）

済みません。ごめんなさい。臨時議会をどうしてしなかったかという件でございますけれども、担当と協議、また特定建設、これを請けております建設業者と協議をいたしまして、通常の議会に提出して議決を得ると。それから後に本契約を結ぶというふうなことで結論に達しておりましたので、一応、臨時議会は開かないということで結論に至っております。

以上でございます。（「提出者は市長ですね。市長からも答弁を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

いわゆる先議ということにつきましてはですね、優先して議決をいただくというふうには判断をしております、契約事項につきましても私もこういうふうなことでお願いしたのは、ちょっと経験がなかったわけでございますので、今回、担当と協議した中で、いわゆる契約

の方法等については、やはり議決を経て行うわけでございますので、その後の事業の進捗状況等を考えたときにですね、9月の頭と9月の中旬、下旬ということの時間的な問題があるとするならばですね、議会の御了解をいただければ先議という方法がとれるということであればお願いしたいというふうに考えたわけでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口議員。

○17番（山口 要君）

今の答弁を聞いてみてもですね、先議ということについて全然理解をしていらっしやらない。ただ単に先に議決をするということだけなんですよ。それは言葉どおりの意味合いしかとっていらっしやらない。

冒頭申しましたように、これは国会において先議表決権というのはありますけれども、地方議会においてはそういうあれはないわけなんですよ。

だから、そういう先議という意味合い、先議ということはどこでどうお調べになったかどうかわかりませんが、そういうものを調べずして、ただ単に先議に持ってきた、議運が了承したからそれでいいようなものですが、仮に議運がそこで先議を許可しなかった場合については、定例議会は最終日になるんですよ。そうしたら、そっちは急ぐ理由が何も通らなくなるんじゃないですか。

それを前段において、まずそういう急ぐことならばね、これは全員協議会を開催したときにそこで説明するんじゃなくして、そのときに当然、臨時議会を開催して、急ぐべき要件だったらそういうふうにすべきじゃなかったんですか。いかがですか、市長。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

9月の定例会に開会というのは、通常、毎年同じような時期にあっているわけでございますので、その中で議決をしていただければいいというふうな判断でございましたので、そのように考えておりましたので、臨時議会ということは考えておらなかったということでございます。

後で話をする中でですね、9月の議会の中でも早目に議決をいただく方法があればお願いをしたいということでもございましたので、お願いをしたということでもございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

市長と担当とでどれくらいお話になったかどうかわかりませんが、これは余り言葉じりって言っちゃ本当に申しわけないんですけども、全員協議会において私はこのことを質問したときには、臨時議会というのも考えなくもなかったというふうなお答えがあっているんですよ。部長、そうですね、そういうふうに答弁されましたよね。

ですから、今回は本当にしようがないとしてもね、やっぱりきちっとした形、ルールにのっとった形で議案の提出はしていただきたいということだけをここで要望しておきます。

市長、再度、答弁を求めます。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議決につきましては、当然、議会の御判断で議決をされるわけでございますので、当然、そこについてはもう十分理解をいたしております。

そういう中で、御協議いただいて御了解いただける範囲での私どもの先議のお願いということで御理解いただければと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

先ほど山口要議員のほうから議運の件が出ておりますので、議運としての質問等をしなければ私たちのこの先議を許可したところがちょっと出てこないのかなと思ひまして質問をさせていただきます。

議運におきましては、先ほど山口議員から御質問があった趣旨のことを協議をさせていただいたわけでございます。

特に、7月22日に入札があつてですね、それから9月のきょう2日ということで、もう1月半近くが仮契約の状態であるということで、余りにも長過ぎるんじゃないかということで議運のほうでも指摘をしたところでございますが、この1月半に関しては担当部長としてどうお考えでしょうか。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

お答えいたします。

入札が7月22日にあつて議会まで1カ月半ぐらいになっておるということでございますけ

ど、この請負契約につきましてはぎりぎりの工期といいますか、それで6カ月ぐらいの工期ということで臨時議会にかけなくてもぎりぎりに間に合うということでかけなかったわけでございますけれども、工期がぎりぎりになるよりも、許されることなら先議という解釈もございまして、一番当初に議決をいただきまして本契約を結ばれたら、それが一番いいことであるということで理解をいたしましたので、許されることならば先議でお願いしたいという考えに至って提出をいたしました次第でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

くどくなりますけれども、議運のほうでも申し上げたのは、理由が工期がきついというふうな理由を申されておりますので、そういうことであれば臨時議会を招集してでもすべきであったのではないかとということで議運のほうも指摘をして今回の先議については認めたとという経緯がございますので、その点を十分踏まえになられて、今後は適正な工事請負のこの締結について臨時議会を開催するかそういうふうなところで今後、対応していただきたいというだけの要望だけ申し上げておきます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。西村議員。

○15番（西村信夫君）

議案第48号について質問をしていきたいと思いますが、この件につきましては7月22日に入札をされて、神近議員が先ほど言われましたように、きょうは9月2日、その間、仮契約なんですよ、西島ポンプとは。仮契約をしたという段階におきましては、恐らく西島ポンプについては機材の調達とかいろいろ済んでおると思いますけれども、そこあたりはどういうふうに見解をお持ちなのか。今議会がもし通らなかった場合については、市としても違約金が発生すると思われるですけど、そのあたりはどういうふうなお考えなのか示していただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

まず、西島が代表になっておりますけれども、これはあくまでもこの契約につきましては議会の議決事項でございますので、仮契約をした段階においては契約は成立していないということでございますので、その間につきましては何ら工事に対する準備もできないというふうに理解をいたしているところでございます。

それともう1つが、この請負契約の締結につきまして議会の議決を得られなかったとなれ

ば、この契約につきましては破棄をするということで契約書にもそういった文言でうたわれております。あくまでも議会の議決によって本契約を結ぶということになっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

この件につきましては、工事をする前提として、もう大きなクレーン車がきのう、おとといぐらいから配置されておるですもんね。恐らく議会は通るだろうというふうな判断のもとで業者としては入っておると思いますけれども、まさに今、両議員のほうから言われたように、議会は通るだろうという判断のもとでこの問題について進めていくべきものではないと私は思っております。そういうことで、もう一回答弁を求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

この仮契約と申しますのは、あくまでも議会の議決によって本契約ということでございますので、その前段階で準備しているとかいうことはないものと理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

準備はどうかと思うけれども、大型クレーン車が入って、きょうも朝、確認をしたんですが、もう恐らく準備の段階に入っているんじゃないかと予測をしております。議会がもう恐らく通るだろうという判断のもとで入っているんじゃないかと思えます。推測ですけれども、このあたりはどうとらえるのか、私の素人の判断のもとでの発言ですけれども、クレーン車が入っておるということは事実を確認しております。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

今、ちょっとクレーン車が入っているというふうなことでございましたが、それは機械設備工事と、あと電気、それからあと建設ですね、建築の分の建屋ですね。恐らく建屋の分のクレーン車と思っております。今、申しましたように、3つに分けて今、建築の分野と機械、それから設備と機械の分、それとあとは電気の分、3つの段階に分けて発注をしておりますので、確認はいたしておりませんですけど、今申されましたクレーン車の件につきまし

ては恐らく建設の分野のほうの業者が持ってきているということじゃないかと推測されます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

戻って申しわけないんですけども、そもそもこの入札の計画そのものですね、私、6月末ぐらいだったと思うんですけど、まだ入札が出ていなかったものですから、これはどういうふうになっているのかという担当課のほうにちょっとお尋ねしたんですけども、そのときに、7月ぐらいに入札かけてという話がありました。実際、この入札そのものがおくれていたのかどうか、そこの手順の部分をまずお伺いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

入札の手順がおくれていったんじゃないかということでございますけれども、ある程度はおくれているということじゃないかと思っておりますけれども、一応、これが特定建設共同企業体による条件つき一般競争入札という手法をとっております、その分についての公告を平成23年6月24日に行っております。その公告を2週間程度とって応募といいますか、共同企業体の応募をいたしまして、種々の手続をとりながら7月22日の入札に間に合ったということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

ということは、予定、当初の計画どおりに行かなかったという判断でいいんでしょうか。今後こういうことがまた再度起こる可能性もあるわけですので、そこら辺について、今後のことも含めてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

今お尋ねになっております当初の予定よりおくれたといったことにつきましては、事務手続上、若干おくとれているというふうに理解をしているところでございますが、今後の先の事務手続につきましては、滞りなく行っていきたいということでございますけれども、それも当然、議会の議決をいただいてからということでございます。

また、ほかのことにつきましても、事務のおくれがないように今後はしていきたいという

ふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

私は地元議員として一応、発言をしたいと思っております。

これは農業集落排水の件ですが、大体、ことしの4月1日で全部供用開始ということで一番最初説明があつております。説明があるたびに毎回毎回、時期がおくれているというふうな感じを持っております。

なぜ、おくれるような計画をされているのか。また、今回も3月27日が工期内と。今までのやり方だったら、私は果たして供用開始ができるかと。今までの例では非常に思った以上におくれています。なぜ今までずっとおくれていたか、その理由を教えてくださいませんか、何か。

○議長（太田重喜君）

建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

お答えいたします。

おくれた理由と、いろんな要素があるんじゃないかと。その一つ一つについてはまだ実証をいたしておりませんが、これから実証をしていきたいと考えておりますけれども、いろんなことが考えられるやつは天候の問題とかですね、そういったり、あとはちょっと考えはつきませんけれども、この今回の工事につきましては、今申されました3月27日の工期ということでございますので、それには必ず間に合うように、完了をするように業者の方にも指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

しばらく前に全協があつたと思っております。そのとき、ちょっとあんまり言っていないか悪いか、あんまり質問はするなというふうな感じやつたから言わなかったんですけど、あれだったらもっと詳しい説明をしてもらわなかったら、だからそういう点でもっと詳しい説明をまずはすべきじゃないかと。

また、そのとき、臨時議会をなぜしなかったかというのを私もそれがあつたわけですが、だから、そのときに今度、議会があるからそのときに質問しようというふうな感じを持っていたんですけど、ああいうことはなるべくやめてもらいたいと。なるべく詳しい説明をお願いし

たいと思います。

○議長（太田重喜君）

よかですか。建設部長。

○建設部長（松尾龍則君）

詳しい説明といいますと、いや、この前行った説明、どういったことについての質問をされているのかちょっと理解をしがたいわけなんですけれども、この前の全協に諮っていただきましたのは、こちらからの一方的な説明であったように記憶はいたしておりますけれども、そのときにおきましては質問は何らしらないというふうなことでといたしますか、そういったことを言われたような記憶で理解をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

もう一番簡単に言います。来年7月1日に供用開始ができるように頑張って確実に施工をしてもらいたいと考えております。市長、どうでしょうか、できますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど担当部長が申しあげましたように、議決をいただきますとですね、納期どおりの完了ということが条件になりますので、そういう指導をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終わります。

これから議案第48号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第48号の討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第48号 建設（機械設備）工事請負契約の締結については、可決されました。

日程第30. 委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会等に付託しておりました調査事件について、各委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の付託事件、地域公共交通についての報告を求めます。田中政司総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（田中政司君）

皆さんおはようございます。それでは、総務企画常任委員会に付託を受けました付託案件について御報告を申し上げます。

平成23年6月議会におきまして付託されました下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名 地域公共交通について

調査の理由といたしまして、現在、嬉野市におきましては、路線バスが廃止された路線におきまして民間のタクシー会社を利用して乗り合いタクシーが運行されております。交通弱者の生活の足を守るための施策として、さらによりよい施策の調査研究のため調査をいたしました。

内容といたしましては、福岡県筑後市役所を7月25日の日に訪問をいたしまして、平成17年度に地域づくり総務大臣賞を受賞されております「しもつま福祉バス」の運行経緯、あるいは現在の運行状況などにつきまして市役所の担当課及び「しもつま福祉バス」運営協議会の会長、事務局長より説明を受けてまいりました。

しもつま福祉バス「みどり号」の運行までの経緯といたしましては、バス路線の廃止、その後、福祉バスの運行、それに路線バス運行再開を断念した理由、それに市長からの提案で、そのための運営の資金づくり、運行開始までの説明を受けました。

しもつま福祉バスの「みどり号」の現状といたしまして、まずこの「しもつま」という名前ですが、下妻校区という校区がありまして、市の中心部から5ないし7キロメートル離れております。どういうところかと申しますと、人口が減少し、小学校の複式学級が目前に迫っているところでありまして、校区内には7つの地区があります。全体で543世帯、1,771人が居住をしておる地区であります。

運行といたしまして、この福祉バスの運行はしもつま福祉バス運営協議会というもので実施をされておまして、利用料金は無料でございます。定時運行というものがございまして、これは週4日、運行をされております。Aコースが月曜、木曜、Bコースが水曜、金曜と。各コースとも地区から市の中心部へ行きが2回、帰りが2回ということで運行をされております。1日当たり約80キロを走行すると。4人の運転手の方がおられまして、1日交代で担当をし、1日の報酬が4,000円と。午前8時から午後1時30分までの運行というのが定時運行。その後、臨時運行という枠がありまして、定時運行のない日、時間に校区内の各団体に

貸し出しをしているということでありました。

利用状況といたしまして、運行開始から今日まで高齢者を中心に1日当たり約20人が利用をされていると。乗り降りの場所としては、医療機関が多いが、ショッピングセンター、あるいはJRの駅でも多く、公共交通、足の確保に非常に役に立っていると。

じゃあ、そのしもつま福祉バス運営協議会の構成というのがどういうふうになっているかといいますと、各行政区の区長会、校区の福祉会、校区の公民館、老人クラブ、PTA、育成会、民生委員代表、小学校長を構成団体として運営協議会が構成をされております。

運行の財源といたしまして、じゃあどういうふうになっているのかといいますと、バスは10人乗りのいわゆるワゴン車がありまして、これを市が用意をする。リース、保守点検、自動車損害賠償保険など約72万円を年間、市が負担をいたしております。

それと、年間で約120万円のこれは運営経費が必要になってきますが、市の補助金といたしましてその半額の約60万円、残り約60万円を各行政区からの負担金と、しもつま福祉バスを走らせる会という組織がありまして、ここからの寄附金で賄っているということでありました。

委員会としての意見ですが、高齢者を中心とした交通弱者の足を守るために地域住民がみずからの手で予算を確保し、運営されているところは大いに学ばなければならないところであり、福祉バスを走らせる会と福祉バス運営協議会のいわゆる二本立ての組織化により、運営費——これは地元寄附金ですね、の確保と福祉バスの運行を分けて運営されているところは大いに参考になるところでありました。

また、現在、2つの校区でこのコミュニティ自動車貸与事業という市の事業としてはコミュニティ自動車貸与事業という事業でございますが、による福祉バスの運行がなされておるわけですが、筑後市全体を見た場合、今まで培われてきた地域の、いわゆる地域力、あるいは市の中心部からの距離などにおいては、市内でも差があり、すべての校区、地区で当てはまる施策ではないというところがあります。

現在、嬉野市におきましては民間のタクシー会社による乗り合いタクシーが運行されておるわけですが、それにかかわる経費、あるいは運行路線、運行回数などの利便性を考えれば、このような住民みずからの手による交通弱者を守るための施策、福祉バスの導入へ向けた検討、研究をぜひ行うべきであり、現在、吉田地区、あるいは岩屋川内・不動山地区、また久間地区などにおきましては、それぞれの地域コミュニティが立ち上がっており、そのコミュニティ活動の一環として運行できるのではないかとというふうに考えるところであります。

以上で終わります。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。地域公共交通については、報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、文教厚生常任委員会の付託事件、水道事業についての報告を求めます。園田浩之文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（園田浩之君）

それでは、文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

平成23年6月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名 水道事業について

調査の理由、嬉野市では平成24年度内に嬉野水道事業と塩田水道事業の水道料金を統一することを目標とされております。

そこで、武雄市は旧塩田町と同じく西部広域水道から受水している旧武雄市及び旧北方町と、旧嬉野町と同じく既存の水源でまかなっている旧山内町とが合併をいたしました。

このように環境が似ている両市であることから、嬉野市の水道料金統一の参考になると判断いたし、武雄市の審議経過、問題点等を先例として調査、研究を行いました。

調査の内容として、文教厚生常任委員会では、平成23年8月19日に武雄市を訪問し、平成18年の旧武雄市、旧北方町、旧山内町の合併後、それぞれの水道料金をどのような形で平成20年度に統一されたか、同市水道課によるその審議過程、問題点等についての説明を受けました。

そこで、武雄市の水道料金改定の背景として、合併協議会において水道料金の統一は平成20年4月1日と決定し、新市において検討することとなった。また、県内で一番高い水道料金にならないようにとの市長の政策も考慮された。

審議の経過として、武雄市行政問題審議会（行政施策の諸課題（下水道、病院等の課題）について調査、審議し、外部の視点から評価を行う。委員会は公募により委嘱を設置）をされております。

これは3回、平成19年5月、9月、10月、の審議会により意見を集約をされて、10月25日に意見書を提出がっております。

水源開発や未給水区域への普及に投資した起債償還のピークと高料金対策補助金の打ち切り時期をにらみながら財政計画の期間は10年間とし、この間を料金収入に繰入金を含めながら、最低でも収入と費用がイコールを維持していく方針に基づき、経営可能として超過料金

1 立米当たり290円から310円までの水道課から提示された3案を審議して290円に決定をされました。

基本料金、軽減料金を幾らに設定すべきかについては、歴史的経過や世帯別使用量、世帯構成の実態等を調査、整理した基本料金1,700円／6～10立米、軽減料金800円／0～5立米の料金案を審議され、そのとおり決定をされておりました。

問題点とその対策として、社会的要因の給水人口の増加に伴う水源の確保、給水人口のピークは平成26年度で5万2,360人、1日最大給水量は22,480立米と推定既存の水源（約25,000立米、これはダム安定水利権、河川豊水水利権、西部広域水道受水）で賄える。

佐賀西部広域水道企業団からの受水費の今後の見込みは、受水費改定は3年ごとに行われ、平成22年度からは二部料金により契約水量単価72円／立米、使用水量単価10円／立米と改められた。今後とも、経費節減の経営努力を求めていくということです。

また、税のような生活困窮者に対する料金軽減の考慮、高齢者・独居老人等の使用量は10立米未満が多数のため、基本料金を低く設定する。

委員会の意見といたしまして、平成24年度内に嬉野水道事業と塩田水道事業の水道料金を統一することが目標とされている。

公営企業としての水道事業の基盤が水道事業の内容、水道料金の仕組み等を市民が十分に理解して水道を使用されることにより成り立っていることをしっかり認識しなければならない。経費縮減の企業努力とともに、市民に対して水道事業の理解促進のための広報、説明を充実させることが必要かつ重要と考えると委員会の意見としてまとめました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

委員会の意見としてですね、調査の理由が嬉野の水道事業と塩田の水道事業の水道料金を統一させるということを目標とされているということで、それに類似した武雄市が統一をされているわけで、その経過をいわゆる調査、研究をしに行ったということだと理解するわけですが、委員会の意見としてですね、じゃあ今回、平成24年度に嬉野市が目標とされていることについて委員会としてはどういう見解なのかというのが、まずここに書いていない。そのためにはどうのこうのということなのかですね、そこら辺の委員会としての今回、嬉野市が目標とされていることについて委員会としてはどうなのか、時期尚早なのか、それともどうなのかという委員会としての意見がないというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

園田浩之文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（園田浩之君）

このことについては委員会でももめたというか、論議というかありました。

例えば、たくさん使う事業所等の料金をもう少し安くすべきだとか、じゃあそのほかにいわゆる基金がいつまでもつかということについても随分論議をいたしました。

ところが、今回、この水道料金統一についての条例が出されておりましたので、それ以上突っ込めないというか、委員会の意見としてですね、ちょっとこれまでぐらいしか書かれんぜということにまとまって、このような委員会の意見としてとどまったというところでございます。

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

そうなのかもしれませんが、できるなら委員会の意見ですから、それはですね、書かれないうかということじゃなくて、委員会としてもう少し具体的な内容を委員会の報告としては上げてほしかったというふうに私は思いますが。

○議長（太田重喜君）

園田浩之文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（園田浩之君）

私もそのようなところで認識をしておりましたけれども、委員会としてはこら辺が妥当だろうと。妥協じゃないですけど、妥当だろうというところにおさまりまして、このようなもう短い委員会の意見としておさまったというところでございます、申しわけございませんけど。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

ただいまの報告の中の委員会の意見として経費縮減の企業努力ということが書かれてあります。実際、武雄市の水道としてはどういう経費節減に努力をされたのか。

それともう1点、問題点とその対策の中に、佐賀西部広域水道企業団からの受水費の今後の見込みのところに、これは22年度から料金の二部制というのがあって基本料金と使用料とに分かれています、もしよかったら22年度、どれぐらいの節約というんですか、経費節減ができたか、聞いておられればその2点をお願いします。

○議長（太田重喜君）

園田浩之文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（園田浩之君）

まず経費節減ですけども、武雄市においては合併時、22名の、24名だったかな、の職員が在籍をされておりましたけれども、それを現在では12名の職員の在籍という、いわゆる企

業、何ですか、経費縮減の企業努力をされておりました。

二部料金制ですけれども、その数字についてはそこまで把握をいたしておりません。ただ、ボーダーラインを引いて二部料金制をするというところでもあります。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

24名が12名にされたとは、非常に今びっくりしましたが、当市でも一部は、何ですか、業者の方に業務を委託しているというのがあって非常に当市の水道課も人員を削減されていますが、24名が12名になって、同じ業務を半分でできるはずはないですから、そういうのはどういうふうな方法で削減されたのかお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

園田浩之文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（園田浩之君）

そこまで質問はしてきませんで、恐らく囑託か何かでされているんだろうとぐらいにしか思っておりません。申しわけございません。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。水道事業については、報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会の付託事件、イノシシ対策についての報告を求めます。織田菊男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

ただいまより産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成23年6月議会において付託された下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条により報告いたします。

付託事件名 イノシシ対策について

産業建設常任委員会は、上記付託事件の調査のため、平成23年7月11日、長崎県東彼杵町、佐賀県武雄市及び鹿島市へ嬉野市役所担当職員同行で現地調査を行った。

調査理由、現在、全国的に異常気象や生態系の変化により、鳥獣被害が多発している。本

市においても、在来や外来の動物（イノシシ、アライグマなど）による農作物被害が発生している。

特に、イノシシは雑食性で被害は農作物はもちろん、カイバカズラを初め雑草の根、またミミズや昆虫の幼虫など食するため、耕作地を初め道路ののり面、山間部においては住宅敷地にも被害が及んでいる。

そこで、今後のイノシシ被害に対する最善の方策はないか調査を行った。

調査結果。東彼杵町は、イノシシに対する防御策として町単独事業として平成9年度より平成22年度まで、件数165件、総面積209.91ヘクタール、事業費として3,704万9,000円に対し補助率46%で電気牧さくが設置されている。平成14年度から平成19年度まで県補助事業として、件数62、総面積52.8ヘクタール、事業費1,201万1,000円に対して、補助率27%で設置されている。

また、平成19年度より平成22年度まで国、県の補助事業として、延長4万4,400メートル、事業費2,257万2,000円に対し、補助率26%でワイヤーメッシュの設置がなされている。

捕獲策としては、県有害鳥獣捕獲機購入事業を事業費37万6,000円で町が10機購入し、さらに、町単独事業として平成10年度より平成12年度までに28機（うち補助率50%で12地区が導入）購入している。平成16年度から20年度までに猟友会に貸与という形で75機を町が購入。さらに、平成22年度においては大野原周辺5地区へ捕獲機導入の助成を行っている。

駆除事業は、有害鳥獣駆除対策として平成8年度から平成18年度まで町単独でも521万2,000円猟友会へ経費として支払われている。県のイノシシ緊急特別対策事業として、平成15年度から平成22年度まで捕獲4,215頭、事業費2,107万5,000円、補助率51%で行われている。特徴として、平成22年度は急に捕獲頭数がふえていたが、ウリ坊まで捕獲事業対象となり、ウリ坊までカウントするようになったので実績がふえたとのことであった。捕獲個体の処理は基本、埋設処理だが、現在、東彼3町で焼却処分場設置について協議中である。

狩猟免許については、町単独で平成10年、11年度免許受講費として27万円の国債補助として平成22年度免許受講料23万円が実施されている。

平成23年度においては、国の100%補助事業にワイヤーメッシュ中心で延長96.1キロメートル、17地区の申請をしているとのことであった。基本的な考えとして、自分の農地、住宅敷地は自分で守るとのことから、指定地区全体をワイヤーメッシュで囲い込むことで被害の減少を目指されていた。

ただし、弊害としてイノシシは他地区からも移動してくるので、今まで被害のなかった防御をしていない地区にも被害が及ぶようになることも踏まえ、防御と捕獲の二本立ての対策が必要とのことである。

アライグマについては、捕獲実績は十数頭であるが、確実に佐世保方面から被害が増大してきているとのことであった。

武雄市は、防御、捕獲駆除対策において嬉野市と同等の現状で捕獲実績は平成22年度、3,464頭であった。ここはイノシシ課を設置し対応しており、捕獲した個体の処理の一環として、食肉加工を行っている。

しかし、食肉として利用できる個体が捕殺30分前後の内臓処理、個体の年齢や生育環境などによる肉質の差で昨年の処理実績は300頭、全体捕獲量の約10%弱であり、残りの個体の処理については埋設処理である。供給が不安定なことやエリア内では食習慣がないことで販売に苦戦しているようであり、このような理由で食肉加工場は採算に合っていないということだが、捕獲個体有効利用の延長であり、武雄市のPRの一環として考えられていた。

駆除費は、捕獲者のモチベーションが上がるように2,000円アップして1頭当たり7,000円となっている。また、アライグマの捕獲は数十頭程度である。

イノシシパトロール隊も武雄では設置されておりますが、これは緊急雇用対策で対応しているので、今後は未定であるということでございます。

新聞紙上で話題になったイノシシ追い払い犬は、モンキードックのように動物追い払い犬の実績がある山口県へ訓練に出している段階で、全国から問い合わせが殺到しているが、イノシシに対する効果は不明とのことである。

武雄市においても猟友会など高齢化が進み、捕獲者が減少しており、今後は防御だけでは対応できないので、狩猟免許の補助などを行い、捕獲者の増員や若返りを図るとのことであった。

鹿島市は、同じ多良岳山系でイノシシの行動範囲は嬉野市と最も深い関係があるところである。防御、捕獲の対象はほかの市町と同じだが、捕獲頭数が22年度で325頭とほかの市町と比べると極端に少ない。内容を聞くと、有害駆除期間の捕獲しか把握していないということで、狩猟期間については猟友会に任せているとのことであった。

新しい試みとして200万円を予算計上し、現在、九州大学と提携して忌避剤の研究開発中である。また、佐賀大学と共同でGPSを使ったイノシシの行動範囲の調査中とのことである。ほかに、佐賀農業高校の生徒による自由研究の一環で、被害を受けにくい作物の研究を参考にすることや耕作放棄地や里山に牛の放牧を行い防御することを研究中である。

駆除費用については1頭5,000円と嬉野市と同じであるが、駆除期間内の予算化しかされておらず、対策が防御にシフトしているようでイノシシの個体数削減という観点からすると温度差を感じた。

委員会の意見。イノシシ対策としては、自分の農地、財産は自分で守ることが基本ではある。

しかし、1行政区内において1,000頭以上も捕獲されるということは個人による対策では限界があり、国、県を初め行政が全体個体数の削減について野生動物保護の法律や生態系も含め検討すべき時期に来ているのではないかと考える。

ただし、直近の対策としてワイヤーメッシュなどの補助や捕獲者の増加を図ることが必要である。

しかし、捕獲者増員などは必要だが、捕獲後の捕殺処分は危険を伴い、捕殺行為そのものへの抵抗感や、捕獲後の個体の処理に苦慮するという意見がある。捕殺方法や処分については今後検討が必要だ。例えば、東彼杵町のように焼却処分についても検討すべきではないかと考える。

アライグマについては、東彼杵、武雄とも捕獲は50頭前後で被害もわずかであるが、捕獲された数や繁殖力から推察すると生息数は相当数に上がるのではないかと考える。

鹿島市においては捕獲の実態はないが、嬉野市内において数十頭捕獲されていることから、同じ多良岳山系に属しているのも、すでに生息しているのではないかと考える。

いずれにしても、果実を初め農産物に被害を及ぼし、また気性が荒いので人間や家畜にも被害が考えられるので、繁殖が拡大する前に対策を講じなければならないと考える。今後は近隣市町や猟友会との連携を密にし、国や県の補助事業を活用し、大いに推進すべきである。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑はございませんか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

今、イノシシのことで視察されておられますが、まず1つ、2つですね。

うちの部落あたりでは電気牧さくとかをする人はするですけど、これについては共同作業というんですかね、いわゆる個人でしてなかなか作業がはかどらなかつたりみたり、後々維持管理も大変、そういう点でよその地区では電気牧さくあたりを共同でして、そういう補助金を活用した共同作業でそういう人はされると言われるのか。

それから、もういっちょね、どこでも中山間地域が大体イノシシが多いですけど、中山間地域の直接支払を活用した、いわゆるイノシシ対策はしておられるのか。

○議長（太田重喜君）

織田菊男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

一番最初の電気牧さくの件でございますが、一応、東彼杵では聞きましたが、一応、補助事業でしても、後は自分で管理すると。

というのが、漏電を、草が生えたら漏電したりして利用価値がないわけですね。そういう点で自分のところのことは自分で管理をするということで聞いております。

それから中山間地の件でございますが、やはりイノシシの場合は中山間地が非常に多くて、それに対しての対応というのはいろいろ考えてはありますが、ちょっと今回は具体的にというのはなかなか里山関係のところの緩衝地帯をつくるというぐらいの、またイノシシの移動

をですね、大体、一晩で大体20キロから30キロ動くんじゃないかということを聞いております。そういう点で、今から今後調査をするということをほかの町村から聞いています。余りいい答えじゃないと思いますが。

○議長（太田重喜君）

いいですか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

調査をするということですけど、私はイノシシ、今、境がなくしてね、どこでも行くわけですね。今言われたように一晩に広範囲に行くわけです。

そういう点にして見るなら、もう少し産業建設課、あるいは産業委員の方々がやっぱり部落に出向いてね、実際している方法と改善策とかをもう少し積極的にせんと、昔はイノシシは大体1頭で1頭を産むたて言うんですけど、今はイノブタといって1頭から5頭ぐらいは生まれるというごた話ですもんね。

ですから、このままいけば、もう恐らく減反はするは、減反のところにイノシシが遊び場にするはと全く農業が崩壊しよるわけ。

ですからそういう意味では、いろいろ課がありますけど、特に産業建設の方はね、議員も含めて私は本気になって取り組んでもらいたいと思いますけど、委員長としてはそういうふうなことについては興味はありますか。

○議長（太田重喜君）

織田菊男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

今後、近隣市町村、イノシシの場合が大体一晩に20キロ、30キロ移動するらしいです。

そういう点でですね、やはり今後は近隣の市町と話し合いをしたり、また捕獲をされる猟友会、その関係とも折衝していきたいと考えております。

その点、また予算をですね、ここには書きませんでしたけど、ちょっと嬉野市は平成22年度当初予算がイノシシ対策に対して267万円、鹿島市が252万円、東彼杵が700万円です。そのような形で22年度は行われております。だから、ちょっと予算が少ないんじゃないかという感じは持っておりますが。

ここに資料がございます、もらってきたのが。これをつけたらあんまり厚くなるということで、ちょっとこれはもう必要な方へ、事務局に置いて必要な方が必要ところを見てもらいたいというふうな。ちょっとこの報告書にこれが厚いわけです、現実に。そういう点で事務局に置いておりますので。

○議長（太田重喜君）

いいですか。田中議員。

○11番（田中政司君）

非常に丁寧にまとめてある報告書だというふうに思いますが、委員会の意見のところをよく読んでいますと、「自分の農地、財産は自分で守ることが基本である」と。「しかし、1行政区において1,000頭以上も捕獲されるということは、個人による対策では限界があり、国、県初め行政が全体個体数の削減について野生動物保護の法律や生態系も含め検討すべき時期に来ている」。

これは要するにもっととるように検討をするべきという解釈なのかですよ、「野生動物の保護の法律や生態系も含め検討すべき」と、あんまりとり過ぎよつとやなかかいというふうな考え方ともとれるんですよ。

だから、ここら辺をですよ、要するにもっととるとのことでの考え方なのかどうなのかというそこら辺を確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

織田菊男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

これについては、委員会ではちょっと話はしておりませんでした。私の個人、大体今までの委員会の中では、もっと捕獲頭数をふやすべきじゃないかというふうな意見は出ております。

○議長（太田重喜君）

いいですか。田中議員。

○11番（田中政司君）

捕獲頭数をふやすべきだというならばですね、もうここでより以上、捕獲をできるような検討をするというふうな文言をぜひつけ加えていただきたい。

そうしないと、これをぱっと読んだらですね、この検討というのがですよ、検討すべき時期というのが、量をとらないようにするために検討をするのかどうなのかというのがですね、この文章だけでは私はちょっとわかりづらいなという気がしましたもので、一応、確認をしたところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

わかりました。今後はわかりやすい文章にできるだけいたしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

はい、お願いします。山下議員。

○4番（山下芳郎君）

詳しい調査を待つことは大いに参考になりますんですけども、最後の委員会の意見等の

中でそこにアライグマですか、本当に昨年の6月ですか、アバンセじゃなかったか、佐賀市で説明報告があったときに私も参加いたしまして、この地区では見られないアライグマが山陰を中心に物すごい繁殖があるということで聞いておりました。しかし、もう1年、半年もしない間に近隣でもこれだけの頭数が散見されているわけですね。

ですので、今、嬉野市においてこの分が補助対象に上がっていませんので、委員としてです、これをぜひ執行部のほうに具体的な形で提案をいただきたいと思います。（「アライグマは1,000円補助になっておらんやっただですか」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

聞いとらんやろ。（「アナグマだけですか」と呼ぶ者あり）アライグマはまだ入っていないやろ。織田菊男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

わかりました。今の意見でアナグマは1匹当たり1,000円補助金が入っているということですが、今の質問に対しては入っていないということです。

そういう点は働きかけていきたいと考えております。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

先ほど分厚い報告書があると委員長が報告されましたので、ぜひ、後で拝見させていただきます。

この中で、3地区を行っておられますが、やはり一番興味があるのが東彼杵ですね。さすが嬉野市の3倍以上の予算化をしておられるというのは、当然、やはり3倍以上の対策ができていますと思いますが、その中でアライグマが佐世保市の方面から来ているというのは何か理由があるのか、もしわかったら教えてください。

それと、武雄市では一応、食肉加工の施設ができてなかなかこれは苦戦をされております。

先日の観光協会での山田桂一郎先生のと時の話にもちょっと私、提案したとですけども、やはりイノシシでこれだけ被害を受けているんだから、やはりとった肉を食べるという食文化、そういうのを育てるといっても対策の大きな1つになるのではないかと私は常々思っております。

その点ですよ、東彼杵町あたりでは対策としては考えておられないのか、その辺、委員長にお伺いします。

○議長（太田重喜君）

織田菊男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

最初、アライグマの件でございますが、佐世保のほうからずっとふえてきているというの

は聞いておりますが、具体的なことはちょっと聞いておりません。

それから、武雄の場合は食文化ですね、これはないということで非常に販売がしにくいと。これは丹波篠山ですかね、あの辺はイノシシを食べる食文化があるから非常に販売がしやすいということでございます。

参考にでございますが、武雄のロース関係で5,500円ぐらいで販売されております。

だから、大体報告にもいたしました。3,000頭以上の捕獲頭数がございまして、これはイノシシが年、年齢ですね、住んだ場所、それから食べ物でおいがしたり肉がかたかったりということで、すべての捕獲したイノシシが、要するに利用できないと。これが補殺したときに、大体30分ぐらいで冷やさなかったら肉が全部焼けるということです。そういう点でなかなか条件に合うような肉が少ないということを知りました。

○議長（太田重喜君）

ほかにありませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

東彼杵ではそういうのはなかったか。東彼杵はそういう点はございませんでしたか。

○議長（太田重喜君）

織田菊男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（織田菊男君）

一応、焼却処分関係は東彼杵関係で持っていこうかという計画があるということは聞きました。大体、今のところ、埋めるというのが主になっているそうです。

○議長（太田重喜君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。イノシシ対策については報告のとおり了承することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後0時3分 散会